

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA会則

第 1 章 総 則

(名称、事務局)

第1条 この会は、沖縄県立沖縄水産高等学校PTA（以下「本会」という）と称し、事務局を沖縄県立沖縄水産高等学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、沖縄県立沖縄水産高等学校の教育目標達成のため、学校・家庭・地域との連携を密にし、広く教育の振興を図り、会員の研修・親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 生徒の学習活動及び生徒指導に関すること。
- (2) 生徒の体育・文化活動の振興に関すること。
- (3) 生徒及び会員の福利厚生に関すること。
- (4) 会員の研修及び親睦に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会は、次の者をもって会員とする。

- (1) 沖縄県立沖縄水産高等学校に在籍する生徒の保護者及び職員。
- (2) 本会の目的に賛同し、発展を援助するもの。

第 2 章 機 関

(機関)

第5条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 各種委員会
- (5) 役員会

(会議)

第6条 会議における決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、毎年1回5月に開催する。ただし、会長または評議員の1/4以上が必要と認めたときには臨時に開催することができる。

2 緊急且つやむを得ない場合は、評議員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合、次期の総会において報告しなければならない。

3 総会の議事は、会員の中から若干名を議長団として選出し、議案の審議を行う。

第8条 総会は次の事項を行なう。

(1) 会則の改正

(2) 事業及び決算の報告

(3) 事業計画及び予算の承認

(4) 会長・副会長・監事の承認

(5) その他、本会の目的達成に必要な事項の承認

(評議員会)

第9条 評議員会は、会長が必要と認めたとき、または運営委員の過半数以上が必と認めたとき随時開催することができる。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

3 評議員会は、役員、運営委員、評議員で構成し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提案する議案

(2) 予算の補正に関すること

(3) 会長・副会長・監事の選出

(4) 各種委員会並びに会員から提示された事案

(5) 細則の改正と承認

(6) その他必要な事項

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、随時開くことができる。

2 運営委員会は、会長、副会長、幹事、各種委員長・副委員長(T)で構成し、次の事項を審議する。

(1) 総会及び評議員会において決議され付託された事項

(2) 緊急事項の処理

(3) その他、本会運営上必要な事項

(各種委員会)

第11条 各種委員会は、総会及び評議員会の決定事項の執行にあたり、各委員長が必要と認めたとき、随時開催することができる。

2 各種委員会の組織及び分掌は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ①予算案、事業計画に関すること
 - ②学校教育の支援
 - ③会員の親睦・資質の向上に関すること
 - (2) 広報委員会
 - ①本会の広報活動に関すること・P T A新聞の発行
 - (3) 生徒指導委員会
 - ①生徒の生活指導・及び福祉に関すること
 - (4) 環境保健委員会
 - ①学校施設の整備、環境美化及び健康・安全に関すること
 - (5) 母親委員会
 - ①家庭における基本的生活習慣・教育力の確立
 - ②会員の資質向上に関すること
 - (6) 進路指導委員会
 - ①生徒の進路に関すること
- 3 各種委員会に委員長1名をおき、副委員長を若干名(うち1名は教諭)おく。

第 3 章 役員及び評議員、運営委員、各種委員

(役員)

第12条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 顧問 1名 (学校長)
- (2) 会長 1名 (保護者)
- (3) 副会長 4名 (うち1名は副校長または教頭)
- (4) 監事 3名 (保護者2名、学校職員1名)
- (5) 幹事 4名 (事務長、学校職員2名、総務委員長)
- (6) 事務職 1名

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 顧問は、本会の運営について指導・助言にあたる。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議を召集する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 監事は、本会の会計を10月・4月に監査し、その結果を評議員会及び総会に報告する。
- (5) 幹事は、本会の庶務を掌る。
- (6) 事務職は、本会の会計を掌り、幹事を補佐する。

(役員を選出)

第14条 役員を選出は、次の方法により行う。

- (1) 会長・副会長・監事は、評議員会において会員の中から選出し総会の承認を得る。
- (2) 幹事は、会長がこれを委嘱する。
- (3) 事務職は、会長がこれを任命し雇用する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員によって補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第1項の規定にかかわらず、後任者の就任までその職務を行うものとする。

(評議員)

第16条 評議員は次の各号に掲げる者をあてる。

- (1) 保護者の中からクラス単位に2名以上選出された者、及び役員を推薦する者
- (2) 本校職員の代表

- ① クラス担任
- ② 各部の代表及び学年部（原則として部長）

なお、各部の代表及び学年部の委員会の所属は、次のとおり。

- | | |
|------------|----------------|
| イ. 総務委員会 | 学年部（2名） |
| ロ. 広報委員会 | 情報管理部長、図書視聴覚部長 |
| ハ. 生徒指導委員会 | 生徒指導部長、教育相談 |
| ニ. 環境保健委員会 | 環境保健部長、寮務部長 |
| ホ. 母親委員会 | 女性職員（若干名） |
| ヘ. 進路指導委員会 | 進路指導部長、学年部（1名） |

- 2 評議員の任務は、第9条1項の評議員会を構成し、第9条3項の内容について審議する。
- 3 評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(運営委員)

第17条 運営委員は次の者をあてる。

- (1) 各種委員会の委員長
- (2) 各種委員会の学校職員副委員長

- 2 運営委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(各種委員)

第18条 各種委員は次の者をあてる。

- (1) 保護者のうち、第16条1項1号において選出された者
- (2) 学校職員のうち、第16条1項2号において選出された者
- (3) その他役員を推薦する者

第 4 章 会 計

(経費)

第 19 条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。

(会費)

第 20 条 会費は、一世帯あたり月額 500 円とする。ただし、必要に応じて他の経費を徴収する事ができる。

- 2 本校職員が本校の保護者である場合は、保護者としての会費のみを納入する。
- 3 兄弟姉妹が在籍する場合は、入学年度の遅い者一人分のみ会費徴収対象とする。
- 4 別途会計は次の通りとし、細則は別に定める。
 - ① 生徒派遣費 (月額 1,000円)
 - ② 進路指導費 (年額 1,500円)
 - ③ 図書館運営費 (年額 本科 600円、専攻科 350円)
 - ④ 生徒指導費 (年額 400円)

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会計報告)

第 22 条 本会の会計は、毎年監事の監査を受け、評議員会を経て総会に報告し承認を得なければならない。

(帳簿)

第 23 条 本会には次の諸帳簿をおく。

- (1) 会則・細則
 - (2) 会員名簿及び役員名簿
 - (3) 会計に関する帳簿、帳票類
 - (4) 諸記録簿
 - (5) その他本会の会務に関する書類
- 2 本会の総会資料は永久保存とする。他の諸帳簿の保管期限は五年間とする。

(帳簿の公開)

第 24 条 本会の会員が帳簿の公開を求めた場合は、次に掲げる諸帳簿について公開しなければならない。

- (1) 会計に関する帳簿、帳票類
- (2) 諸記録簿
- (3) その他本会の会務に関する書類

第 5 章 委任事項

第 25 条 本会の運営に関し必要な規定及び細則の制定・改廃は、本会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。制定内容については、次期の総会において報告する。

附 則

- 1 本会則は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 5 月 20 日一部改正
- 3 平成 8 年 5 月 19 日一部改正
- 4 平成 9 年 5 月 18 日一部改正
- 5 平成 10 年 5 月 16 日一部改正
- 6 平成 12 年 5 月 20 日一部改正
- 7 平成 14 年 5 月 23 日一部改正
- 8 平成 21 年 5 月 17 日一部改正
- 9 平成 22 年 5 月 16 日一部改正
- 10 平成 26 年 5 月 18 日一部改正
- 11 平成 27 年 7 月 16 日一部改正
- 12 平成 29 年 5 月 6 日一部改正